

JA住宅ローンのご案内

JAはどなたでもご利用できます。お気軽にご相談下さい。
(ご利用に際しては、組合員加入のための出資をしていただくこととなります。)



11月の金利のお知らせ

期間

令和2年11月1(日)～令和2年11月30日(月)

長期固定型 (団体信用生命共済付)

金利・返済額が変わらないから安心!!

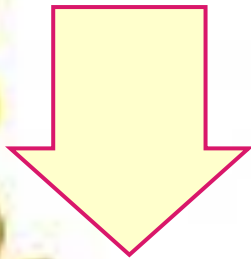
- 返済終了まで金利・返済金が固定されるので安心
- 返済金が変わらないのでライフプランが立てやすい

11月の基準金利

年 **1.30** %



給与振指定 + JAカードローンの利用



もしくは



**JAカード + 公共料金3件以上の引落
+ JAカードローンの利用**

引き下げ後金利

年 **0.90** %



- ※公共料金は電気、電話、ガス、水道、NHKとなります。
- ※お借入には、別途保証料および登記費用など諸費用が必要です。
- ※お借換の場合は別途ご相談ください。

- ※すでにJAでお借入いただいている住宅ローンには、ご利用いただけません。
- ※団体信用生命共済にご加入いただきます。
- ※ご利用期間中は他の金利商品への変更はできません。

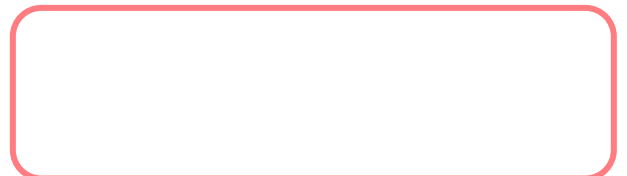


お問い合わせ

適用条件は裏面をご覧ください。

JA松山市 金融部

TEL : 089-946-1611



JA松山市住宅ローン商品概要

令和2年11月1日現在

お申込みいただける方	以下のすべての条件を満たす個人のお客様。 ①お借入時が満20歳以上満66歳未満で、最終ご完済時の年齢が満80歳未満の方。 ②当組合指定の保証機関の保証が受けられる方。 ③安定した収入のある方で、前年度税込年収150万円以上の方(一部300万円以上) ④給与所得者の方は現在の勤務先での勤続年数が1年以上、自営業・法人役員の方は営業年数3年以上ある方。 ⑤団体信用生命共済に加入できる方。	保証	愛媛県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。				
		保証人	保証機関の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。ただしJA及び保証機関の所定の審査により保証人が必要な場合があります。				
お使いみち	①住宅の新築・購入(土地のみ、中古住宅の購入も含む) ②住宅の増改築・改装・補修 ③①、②の借入とあわせた他金融機関から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン」という)	保証料	一括前払い・分割後払いのいずれかを選択することができます。 ◇一般型・100%応援型・借換応援型 保証料年0.1%～年0.3%				
			※お借入額1,000万円あたりの一括前払い保証料金額(概算金額) ≪保証料年0.20%、元利均等返済の場合≫				
お借入期間	・3年以上35年以内(1ヶ月単位) ※資金用途が借換の場合は、原則として現在お借入中の住宅ローンの残存期間内とします。 ・おまとめ住宅ローン対応を行う場合についても、借入期間は、住宅ローンにおける貸付期間内とします。		期間	10年	20年	30年	35年
		保証料(千円)	102	208	318	374	
お借入額	・10万円以上10,000万円以内(所要金額の範囲内で1万円単位)。 ※商品によって、所要金額の80%以内となる場合があります。 ・おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。	手数料	110,000円(税込)				
		募集金額	20億円				
お借入利率	「本申込み時」または「融資実行時」のいずれか低いほうの金利を適用いたします。	苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置/ 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所・出張所または金融部(電話:089-946-1611)にお申し出ください。JAでは規則の規定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。				
ご返済額	元利均等返済または元金均等返済のいずれかを選択することができます。毎月返済方式またはボーナス併用方式のいずれかを選択することができます(ボーナス併用方式の場合、ボーナス時返済はお借入額の50%以内)。		紛争解決措置/ 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部又は愛媛県弁護士会(電話:089-941-6279)				
担保	お借入対象物件に原則として第1順位の抵当権を設定していただきます(建物を建築される場合については、土地も担保として差し入れていただきます)。 建物には、火災共済(保険)にご加入いただき、共済(保険)金請求権に質権を設定させていただきます。	その他	◇お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ◇お借入利率やご返済の試算については、ローン相談窓口までお問い合わせください。				

